

第六十八回 参議院 商工委員会 會議録 第二号

(五八)

昭和四十七年三月十四日(火曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

須藤 五郎君

補欠選任

小笠原貞子君

三月四日

辞任

原田 立君

補欠選任

鈴木 一弘君

三月七日

辞任

中尾 辰義君

補欠選任

山田 徹一君

小笠原貞子君

三月十日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

原田 立君

山田 徹一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大森 久司君

川上 為治君

剣木 亨弘君

竹田 現照君

藤井 恒男君

赤岡 文三君

小笠 公昭君

山本 敏三郎君

阿具根 登君

小野 明君

大矢 正君

林 虎雄君

中尾 辰義君

國務大臣

通商産業大臣

田中 角榮君

國務大臣

木村 俊夫君

公正取引委員会

委員長

谷村 裕君

経済企画庁長官

吉田 太郎一君

通商産業政務次

官

林田 悠紀夫君

通商産業大臣官

小松 勇五郎君

通商産業大臣官

増田 実君

通商産業省重工

業局長

矢島 嗣郎君

事務局側

常任委員会専門

員

菊地 拓君

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(昭和四十七年度通商産業省の施策に関する件)

(昭和四十七年度経済企画庁の施策に関する件)

(昭和四十六年度における公正取引委員会の業

務概況に関する件)

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会

を開会いたします。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起こしてください。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題と

いたします。

まず、通商産業大臣及び経済企画庁長官からそ

の所信を聴取いたします。田中通産大臣。

○國務大臣(田中角榮君) 第六十八国会における

商工委員会の御審議に先立ち、通商産業行政に関

する私の所信の一端を申し述べたいと思います。

顧りみますと、昨年七月私が通商産業大臣に就

任いたしました以来、ニクソン大統領の訪中声

明、米国の新経済政策発表とこれに続いた国際通

貨上の大きな混乱、日米経済関係の緊張の激化等、

対外面では真に激動の時期を経過してまいりまし

た。また、国内経済につきましても、ようやく上

向きのきざしを見せてきた景気が、国際経済情勢

の影響を受けて再び停滞傾向に転じるに至りまし

た。

この間、政府といたしましては、わが国の国益

を守りつつ一日も早く混乱を收拾することに全力

をあげてまいりましたが、御承知のとおり、通貨

調整問題につきましても、幸い各国の国際協調の

努力が実りまして、昨年十二月十九日、通貨調整

に関する合意が成立し、これに伴い米国の輸入課

徴金を撤廃いたしました。また、過去三年日米間

の懸案となっておりました繊維問題につきましても、

きびしい条件のもとで最大限の努力をなし、昨

年十月、大綱について合意に達し、今年一月には

正式調印をみるに至りました。さらに日米経済関

係全般につきまして、先般のサンクレメンテ会談

及びその後の事務折衝により一応問題の解決にこ

ぎつきましたので、今後は多角的な国際経済関係

の動向に注目していくことが肝要であろうと考え

ます。

次に国内経済面では、景気の立て直しをはかる

ため、補正予算の編成、数次にわたる財政投融资

の追加、公定歩合の引き下げを行なうてまいりま

したが、さらに、通貨調整等との関連で打撃を受

ける中小企業に対しては、財政・金融・税制の各

般の分野にわたって必要な対策を強力に推進して

おり、この関係で立法措置の必要なものにつつま

しては前国会で御審議をいただいたところであり

ます。このような諸措置に加えて、四十七年

度におきましては、景気の早期回復をはかるた

め、一兆九千五百億円の公債発行を含む大型予算

を編成するとともに、財政投融资計画につつまし

ても大幅な伸びを確保しておるのであります。こ

れら諸措置の効果が浸透することにより、四十七

年度の経済成長率は七・二％程度になるものと考

えております。

以上のよう内外の諸事情を踏まえまして、昭

和四十七年度の通商産業政策を、私は次の諸点に

重点を置いて強力に推進してまいる所存でありま

す。

まず第一に、対外面について申し上げます。わ

が国の経済力はいまや国際経済社会に大きな影響

を及ぼすまでに発展、拡大しており、わが国の経

済運営上、対外関係の重要性はいよいよ高まっ

ております。通貨調整の妥結、米国の輸入課徴金

の撤廃により、国際貿易の攪乱要因は一応解消しま

したが、なお、一部諸国では保護貿易的な動向が

みられますので、このような動きを抑制し、引き

続き世界経済の順調な発展を確保するため、この

際、わが国としても自由貿易の維持発展をはかる

見地から、積極的な努力を国際的な場において行

なうべきであると考えます。さる二月十日、日米

共同宣言において、日米両国は、一九七三年に

ガットのワケ内において工業品貿易及び農産物貿

易を対象として多角的、包括的な交渉を開始し、

かつ、これを積極的に支持することを明らかにい

たしましたが、私はただいま申し上げましたよう

な見地から、この問題に積極的に取り組んでまい

る所存であります。

この場合、わが国自身が貿易・為替の自由化の推進、関税の引き下げ、対外経済協力の拡充等、経済の国際化を一段と進めることが必要なことは言うまでもありません。私は、問題の生ずる事例には所要の調整措置を講じつつ、積極的に経済の国際化を推進してまいりたいと考えております。

また、対共産圏貿易の拡大につきましては、わが国としてはこれまで多角的な経済交流の推進をはかるといふ見地から積極的に対処してまいりましたが、ニクソン大統領訪中後の新情勢をも十分考慮に入れまして、さらに貿易拡大のために必要な措置を講ずる所存であります。

第二は、適正な産業配置と環境の保全の推進問題であります。六〇年代の高度成長は、過密・過疎、公害等の問題を激化させましたが、日本経済の成長力を考えますと、私は、全国的に工業の再配置を促進し、各地域の特性に応じた経済発展を推進することにより、これらの問題を解決しつつ、引き続きわが国経済が順調に発展していくことが可能であると考えております。このため、工業の再配置に関する計画を策定、公表し、政策運営の基本方針及び民間企業に対するガイドポストとするともに、過密地域から移転する工場について、税制上、財政上の移転促進措置を講ずることとしておりますが、さらに、産地地域振興事業団を改組、拡充して、工業再配置・産地地域振興と、中核的跡地の融資及び買い上げ、移転資金融資、中核的工業団地の造成等の業務を行なわせ、工業再配置推進の中心的機関とする等の措置を講ずることとし、これに必要な法律の制定及び改正を予定しております。

また、公害防止につきましては、産業公害防止対策調査及び休廃止鉱山鉱害対策の拡充、廃プラステック有効利用促進事業の推進、公害防止技術の開発の促進等、公害防止のための諸施策を強力に推進するほか、公害計測機器の検定制度の導入等をはかるため計量法の改正を予定しております。

第三は、資源エネルギー対策であります。わが国経済の発展には、資源の安定的確保をはかることが不可欠の要請であることは、いまさら申し上げるまでもないところであります。このため、四十七年度におきましては、各種資源の安定的確保のための諸施策を強化拡充するほか、ウラン資源探鉱開発を促進するため成功払い融資制度を導入し、また海洋資源開発を推進するため、地質調査船の建造に着手することとしております。さらに、わが国エネルギー源の大宗をなす石油資源につきましては、最近の国際石油事情にかんがみ、その安定的確保の要請が一層高まっておりますので、施策の抜本的かつ総合的な推進をはかるため、石油対策特別会計を改組、拡充して石油及び石油対策特別会計とするとともに、石油開発公社の機能の拡充をはかることとし、これに必要な法律の改正を予定しており、なお石油関係の対策として、原油備蓄の促進措置を講ずるほか、石油パイプラインの建設を促進するため所要の法律の制定を予定しております。

また、公害の防止、エネルギーの効率的利用及び快適な都市環境の実現に資する熱供給事業を推進するための法律の制定を予定しております。次に石油対策につきましては、現在いわゆる第四次石油対策を実施中であり、昭和四十七年度におきましても石油産業の再建と保安の確保をはかるため所要の対策を講ずるとともに、やむを得ず発生する終閉山につきましては、これに伴う社会的影響を緩和するため十分な配慮を払ってまいり所存であります。

なお、石油対策の推進に関連いたしまして、臨時石油鉱害復旧法及び石油鉱害賠償等臨時措置法の存続期間を延長するとともに鉱害復旧制度に改善を加え、また、産地地域における工場立地を促進するため、関係道県が事業税の減免を行なった場合の減収補てん措置を講ずることとしており、このため所要の法律改正を予定しております。

第四は、産業構造の知識集約化の推進であります。

わが国は、産業の重化学工業化を軸として、六〇年代を通じて急速な経済発展を続けてまいりましたが、この間、さきにも申し上げました過疎・過密、公害等の問題が生じてきたほか、所得の上昇に伴い国民の生活意識も変化し、多様化するに至っております。このような事態を踏まえて、環境を保全しつつ、国民生活の一層の向上をはかるためには、産業構造の知識集約化を強力に推進することが必要であります。

このため、電子計算機産業の振興、情報処理サービス業及びソフトウェア業の育成、振興をはかるため助成措置を大幅に拡充するとともに、国民生活の情報化を推進するための映像情報システムの開発等を促進することとしております。なお、住宅産業、海洋開発産業等の新規産業につきましては、その育成振興に必要な諸施策を引き続き強力に推進することとしております。

第五は、中小企業対策の拡充であります。今日のような経済情報の流動的な時代において、営々と努力している中小企業に対しては、積極的な支援策を講ずる必要があると考えます。

かかる見地から、中小企業構造の高度化をはかるため、中小企業振興事業団の事業規模を拡充するとともに、政府関係中小企業金融機関の資金量を拡大する等金融対策を強化し、また、中小企業の資金調達円滑化をはかるため信用補完制度の拡充をはかることとしております。

次に小規模企業対策につきましては、各種経営改善普及事業の拡充をはかるほか、小規模企業共済事業の拡充、強化をはかることとしており、関係法律の改正を予定しております。

また、円の切り上げ等国際経済調整措置の実施による影響を打開するための対策を拡充することにも、中小企業公害対策につきましても、技術改善、指導、共同処理施設の設置の促進等、その強化をはかることとしております。

なお、繊維産業につきましては、引き続き構造改善対策を推進するほか、業界の現状にかんがみ、過剰設備の買い上げ、資金繰り資金の長期低

利融資、融資円滑化のための債務保証及び新規商品の開発の助成に関する特別措置を講ずることとしており、これらに関連して特定繊維工業構造改善臨時措置法の改正を予定しております。

第六は、消費者利益の増進と流通部門の近代化の問題であります。高度化・複雑化した現代社会において、消費者利益の保護増進は重要な課題の一つであります。四十七年度におきましては、商品試買検査の拡充、商品テスト網の整備等、消費生活改善対策を拡充するほか、繊維品、雑貨、化学品等の安全対策を推進することとしております。また、最近における消費者信用の拡大に対処して、消費者利益を保護するため割賦販売法について所要の改正を行なうことを予定しております。

流通部門の近代化につきましては、卸商業団地、流通システム化拠点施設等の建設を促進するとともに、ボランタリーチェーンの結成等一般小売りの商の協業化、組織化を進め、小売りの体質強化をはかることとしております。また、流通システム化を一層推進するため、人材の養成、普及指導事業の実施等の措置を講ずることとしております。

第七は、技術対策の強化であります。わが国経済の将来をささえるのは、時代の要請にこたえる独創的な技術の開発であり、そのための技術開発力の強化が緊要の課題であります。このため、電気自動車、パターニング情報処理等、大型プロジェクトによる研究開発を計画的に推進するほか、公害、安全、廃棄物処理等の対策を中心として重要技術研究開発補助金及び試験所特別研究費を増額する等、施策の強化充実を行なうこととしております。

また、瀬戸内海の水質汚濁防止対策の画期的推進をはかるため、中国工業技術試験所に瀬戸内海大型水理模型を建設するほか、情報処理技術、省力技術等の新しい発展の基礎となるパイオニクスに関する総合研究制度を創設することにも、JIS表示制度の拡充をはかることとしております。

次に、沖縄対策について申し上げます。全国民の永年にわたる念願でありました沖縄の本土復帰が五月十五日に実現の運びとなりましたが、沖縄県民の福祉の向上をはかるためには、今後、沖縄経済の発展を総合的に推進することが必要であり、その際、特に小規模企業を中心とする現地中小企業に対しては、近代的促進、組織化等の施策をきめこまかく展開するほか、工業用水、電力の安定供給の確保等、産業基盤の整備にも力を入れ、美しく豊かな沖縄を建設するため努力を払う決意であります。

また、沖縄の本土復帰を記念し、かつ世界の海洋開発技術の国際的交流を促進しつつ、わが国海洋開発の振興をはかるため、政府はさきに一九七五年沖縄で国際海洋博覧会を開催することいたしました。四十七年度から本格的準備に入りますので、博覧会の準備及び運営の円滑化をはかるための法律の制定を予定しておりますが、関係者一同の一致協力のもとに、この博覧会が成功裏に開催されますよう全力をあげてこれに取り組む考えであります。

なお、以上のほか、最近における過激派集団による緊急の事態に即応するため、火薬類取締法及び武器等製造法の改正を行ない、盗難防止等に關する監督体制を整備すべく準備を進めております。

以上申し上げました諸施策を中心として、昭和四十七年度一般会計予算に千六百三十三億、石炭及び石油対策特別会計に千八百億をそれぞれ通商産業省分として計上するとともに、財政投融資においても、通商産業省関係として一兆七千二百八十三億を予定しております。

私は、これらの諸施策の実施を通じて、健康で豊かな国民生活の実現と、わが国経済の繁栄のため最善を尽くす所存であります。委員各位におかれましては、一そうの御理解と御支援を賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に、木村経済企画庁長官。

○国務大臣(木村俊夫君) 商工委員会が開かれるにあたりまして、所信の一端を申し上げます。

当面のわが国経済は、設備投資や民間住宅建設の低迷などにより昨年に引き続き停滞基調を続け、このようにした経済情勢のもとで、昭和四十六年度の国民総生産は、実質四・三％程度の伸び、規模にして八十兆二千二百億程度に達するものと見込まれます。

このような情勢にあつて、昭和四十七年度を迎えるにあたり、景気の早期回復をはかることは急務であります。このため政府といたしましては、公債政策を活用した積極的、かつ機動的な財政・金融政策の運用をはかることに、わが国の高まった経済力にふさわしい国民福祉の向上と対外均衡をはかるため、生活関連社会資本や社会保障の充実、国土総合開発の促進、対外経済政策の積極的展開、消費者物価安定策の推進、農業、中小企業の近代化など、新しい経済発展のための国内条件の整備等の諸施策を重点的に講じてまいる所存であります。

昭和四十七年度の経済の姿を想定いたしますと、以上のような経済運営により年度の後半には景気も回復し、この結果、実質経済成長率は七・七％、沖縄の本土復帰に伴う増加分を控除しても七・二％程度となるものと見込まれます。

また、国際収支も、年度後半にかけて黒字幅は次第に縮小の方向に向かうものと見込まれます。次に、最近の物価動向を見ますと、卸売物価は景気情勢を反映して総じて横ばいに推移しており、消費者物価につきましても、最近その騰勢が鈍化しております。このような物価その他の経済情勢を総合的に勘案いたしまして、さきに閣議決定をいたしました経済見通しにおきましては、昭和四十七年度の消費者物価上昇率を五・三％と見込み、消費者物価の上昇をこの範囲にとどめるよう最善の努力を傾注することといたしました。

このため、政府といたしましては、農業、中小企業、サービス業など低生産性部門の近代化や、

流通対策の強化、競争条件の整備等の施策を強力に推進することといたしております。

特に、野菜対策につきましては、本年度の二倍を上回る予算措置を講じ、供給の増大をはかることと、その実施体制についても、食品流通局を新設するなど、万全を期しているところであり、また、円切り上げによる輸入品価格の低下を消費者物価の引き下げに結びつけ得るよう、輸入品の追跡調査を行ない、その監視・指導体制の強化につとめます。

次に、公共料金につきましては、政府は公共サービスの適正な供給をはかるなどの観点から、このたび、その一部を改訂することといたしました。したが、その引き上げを極力抑制するという基本方針は、今後とも堅持してまいります。

国鉄運賃の改定につきましては、国鉄自身の合理化努力と千億圓を上回る財政措置を前提に、その再建のため真にやむを得ない範囲にとどめることといたしております。

消費者米価につきましても、物価統制令の適用廃止と関連し、小売り業者に競争原理を導入して、その合理化を推進する等の措置を講じ、消費者米価水準の安定を期することといたしております。

高度の福祉社会を実現し、国民すべてが豊かな生活を享受するためには、過密・過疎問題など当面する地域課題を解決するとともに、国民の価値観の多様化を踏まえ、自然の保護、保全など環境問題にも十分配慮しつつ、国土の総合的な利用を推進する必要があります。このため、政府といたしましては、国土利用のあり方について総点検を行ない、新幹線鉄道や高速道路等の交通通信ネットワークなどの先行的整備を強力に推進いたしますとともに、都市、農村を通じて豊かなコミュニティ形成のため、生活環境施設の整備、広域生活圏構想の実現をはかつてまいり所存であります。

また、大都市に集中し過ぎた工業の再配置を促進し、各地域の特性を生かした開発プロジェクトを環境保全に十分配慮しながら実施することも必要であります。

最後に、新しい長期経済計画の策定について申し上げます。

わが国は、内外の諸情勢の変化に対応して、従来の急激な成長によってもたらされたひずみを是正し、今後の発展の制約条件を克服しつつ、新たな目標に向かって経済社会の進路を転換していかなければなりません。

その目標の第一は、公害から解放され、自然と調和のとれた生活環境をつくり出すとともに、老人や母子家庭でも安心して生活できるように社会保障を充実し、国民が能力と意欲を十分に発揮できる労働環境を整備するなど、高まった経済力を基礎に、すべての国民がゆとりと安らぎのある生活を享受しつつ、同時に、生きがいのある毎日を送ることができるよう福祉社会の建設であります。週休二日制の実施についても、このような観点から検討されるべきであります。

第二は、自由貿易の推進、経済協力の拡大等に積極的努力を重ねる一方、世界経済の変動に対応し、わが国の経済構造の改善と転換をはかることによつて、国際的な協調を実現していくこととあります。

政府は、このような目標を達成するため、本年中に新しい長期計画を策定し、今後の経済運営の長期的指針として、その実現につとめてまいり所存であります。

以上、私の所信について申し上げます。本委員会及び委員各位の御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。私のごあいさつにかえします。

○委員長(大森久司君) 次に、昭和四十六年度における公正取引委員会の業務の概況について公正取引委員会委員長から説明を聴取いたします。谷村公正取引委員会委員長。

迎えておりますが、その健全な発展をはかるためには、独占禁止政策を有効適切に運営することにより競争条件の整備をはかることが必要であります。

このような現状にかんがみ、公正取引委員会は、昭和四十六年におきまして私的独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、不当景品類及び不当表示防止法を厳正かつ強力に運用することにより、違法な価格協定の排除、再販価格維持行為の弊害の規制、不当な国際的契約及び協定の監視、管理価格の調査、下請取引における下請代金支払い等の適正化、過大な景品つき販売及び虚偽・誇大な表示の規制等に重点を置いて業務を行なつてまいりました。

まず、私的独占禁止法の施行に関する業務といたしましては、同法違反被疑事件について、昭和四十六年中に百八十二件につきまして審査を行ない、このうち法的措置をとつたものは四十五件であります。揮発油等の消費物資に関する価格協定がおもなものであります。

再販価格維持制度につきましては、その弊害を一そう規制するための方策について検討を行ない、昭和四十六年四月に「再販価格維持行為の弊害規制等について」を取りまとめ、さらにこの弊害規制方針を具体化するための検討を進めてまいりました。なお、昭和四十六年中における再販価格維持契約の成立届けは八社、九件であり、昭和四十六年末に再販価格維持契約を実施しているものは、八十八社、百二十六件となっております。

昭和四十六年中における経済実態の調査といたしましては、管理価格調査、流通支配調査、巨大企業の市場行動調査、生産集中度調査及び外資進出産業における市場構造、市場行動調査を行ないました。

不公正な取引方法に関する業務といたしましては、歩積み・両建て預金等の拘束預金につきましてその実態を把握するため、昭和四十六年五月末及び十一月末の二回にわたり、全国の中小企業者

約九千を対象にアンケート調査を実施いたしました。

また、取引に付随しない懸賞広告であるいわゆるオープン懸賞広告につきましては、そのうちの大なるものを私的独占禁止法の不正な取引方法として適切に規制するため、特定の不正な取引方法として指定いたしました。

次に、私的独占禁止法に基づく届け出に関する業務といたしましては、まず、国際的契約等の届け出は、二千六百七十一件のほりでしたが、技術導入契約がその大部分を占めております。

会社の合併、営業の譲り受け等の届け出につきましては、それぞれ千六百六十一件、四百二十四件となっており、中小企業に属する合併が大半を占めております。

私的独占禁止法に基づく共同行為の認可につきましては、昭和四十六年中には、不況に対処するための共同行為として、ステンレス鋼板、特定鋼材、塩化ビニール樹脂、構造用合金鋼の四件について新たに認可いたしました。

また、企業合理化のための共同行為としては、鉄くずについて四件及びポリノジック綿について一件、計五件の認可をいたしました。

下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十六年中に、下請代金の支払い状況を中心に九千一百一件の親事業所に対して調査を行ない、そのうち五十五件につきまして同法第七条の規定に基づく勧告を行なつております。また、手形期限の短縮を促進するため、主要業種ごとに設けられている標準手形期限について、関係団体の協力を得て、機会あるごとにその周知徹底をはかつております。

不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務といたしましては、六十一件の排除命令を行ないましたが、その内訳は、過大な景品類の提供に関するもの三十七件、不当表示に関するもの二十四件でありました。また、表示に関して七件、景品に関して三件の公正競争規約を認定いたしました。

最後に、昭和四十七年度の公正取引委員会の予算案であります。本国会に御審議をお願いいたしております公正取引委員会の予算案は、総額八億五千六百六十六万一千円でありまして、本年度に比し一億六千二百三十九万九千九百九十九円の増額となっております。この内容は、事務局定員七名の増員に伴う経費のほか、国際的契約関係経費、管理価格調査経費並びに不当景品類及び不当表示防止法施行経費の増額などがおもなものであります。

また、本国会には、不当景品類及び不当表示防止法の改正案の御審議をお願いいたしておりますが、その趣旨は、都道府県知事に権限の一部を委任することにより、同法の運用をよりきめこまかくかつ効率的に行なうことにあります。

今後、公正取引委員会の業務は一層重要性を増すとともに、従来にも増して複雑多岐にわたることと思ひますが、各位の御支援を得まして重責を果たしてまいりたいと思つております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどをお願いいたします。

○委員長(大森久司君) 以上で大臣の所信及び政府側の説明は終わりました。質疑は後日に譲ります。

○委員長(大森久司君) 計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。

○国務大臣(田中角栄君) 計量法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もつて経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として制定されたものであります。同法に基づきましては、最近における社会情勢の変化に対応して、計量による取引や取引締まりの適正化、消費者保護等の観点から、諸制度のあり方に幾つかの改正を加えるべき事情が生じております。これにかんがみ、政府といたしまして

ては、昭和四十六年四月から計量行政審議会に計量法における諸制度のあり方について審議をお願いし、昨年十一月答申を得て以来、その趣旨に沿つて同法の改正を慎重に検討してまいりました結果、ここに成案を得て提案することとした次第でございます。

次に、本法案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、計量単位に関する改正でございます。第十三回国際度量衡総会の決議及び日本学術会議の意見等に基づきまして、時間の計量単位であります秒の定義を従来の天文学的方法から原子物理学的方法に改めるほか、温度及び光度に関する現示の方法の改正、波数、熱伝導率、比熱等に関する計量単位の追加を行なうこととしております。

第二は、計量器の定義の拡大でございます。近年、地域冷暖房の普及に伴い、これの取引に使用される熱量計の性能確保に関する要請が高まっております。主として公害の取り締まり等に使用される濃度計及び振動計についても同様の要請が高まっておりますので、これらを計量法上の計量器として追加して同法の規制対象とすることとしております。

第三は、家庭用計量器についての規定の新設でございます。ヘルスメーター等の家庭用計量器につきましては、その性能等の面で種々の問題点が指摘されておりますので、これについて技術上の基準を定め、製造事業者及び輸入事業者に対してこれを順守せしめる等の措置を講じて、その性能の確保をはかることとしております。

第四は、指定検定機関の制度の導入でございます。新たに検定を実施することとしております濃度計、騒音計等の計量器の検定について、民間の能力を活用し得るよう、検定に必要な技術的能力を有する等適正な検定を実施し得ると認められる民間の機関で、通商産業大臣が指定するものを検定の主体として追加することとしております。このほか、計量証明事業者が計量証明に使用する計量器の検査に関する計量士による代検査制度

の導入、計量行政審議会の諮問事項の整理、検定手数料に関する改正、罰則の整備等について所要の改正を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 次に補足説明を聴取いたします。矢島重工業局長。

○政府委員(矢島剛郎君) 計量法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の順序に従って若干の補足説明を申し上げます。

第一に、計量単位に関する改正につきましては、従来から、メートル条約に基づく国際度量衡總會等で重要な単位に関する決議が行なわれるたびに、逐次、法改正を行なうてきておりますが、今回の改正案でも、最近のこれら国際機関の決議等を取り入れて改正を行なうこととしております。

まず、秒の定義を従来の天文学的方法から原子物理学的方法に改めることとしておりますが、この改正により、定義そのものの精度が二けた程度向上するほか、セシウム標準器を備えた研究者はその場で即座に高精度の測定が可能となります。温度及び光度についての改正は、定義の内容の実質的な変更ではなく、學術機関の一致した意見に従い、従来の表現の不備を補うためのものでございます。

また、波数、熱伝導率、比熱、エンタルピー及び放射強度の計量単位を追加するとともに、濃度の計量単位について、公背濃度の計量等において一般的に使用されているP及びキログラム毎立方メートルを追加する等の改正をいたします。なお、慣例に従い、これら新たな計量単位の法文上の表現につきましては、日本學術會議に参考意見を徴しております。

第二に、計量器の定義の拡大につきましては、昨今の計量の安全に対する新たな社会的要請に対応するための改正を行ないます。まず、最近の地域冷暖房の普及に伴い、熱供給事業者が一般家庭、事業所等と熱量取引を行なう際に使用する熱量計につきまして、その性能確保に関する要請が

高まっておりますので、現行の定義を拡大して、これに用いられる積算型熱量計等を計量法の規制対象に加えることとしております。次に、主として公害規制において、大気中の公害ガスの濃度や水中の微量重金属の濃度を測定する等のための濃度計につきまして、熱量計と同様、その性能確保に関する要請が強いので、現行の定義を拡大して、それらの濃度計を計量法の規制対象に加えることとしております。また、人体に不快感を与える振動については、現在、国としての規制法は制定されていませんが、近年、国際的な研究の進展に応じ、地方公共団体等でも振動について規制を行なう動きがあり、振動計の性能確保の必要が見込まれますので、これを新たに計量法の規制対象とすることとしております。

なお、計量法の対象たる計量器に追加されますと、製造事業者及び修理事業者に対し、登録義務、検査のための設備の保有義務及び検査規程の届け出義務が課せられるほか、検定の体制が整ったものから順次検定を実施していくこととなります。

第三に、家庭用計量器についての規定の新設につきましては、最近ヘルスメーター等の家庭用計量器が急速に普及する中で、これについて確たる性能の基準がなく、また、その性能のいかにないで一般消費者にチェック能力がないためきわめて不安であり、計量法上何らかの措置を講ずるべきであるとの声が消費者団体等を中心として強いものがございまして、これらの要請に對しては、現行の計量法上の検定の対象としてはどうかという点について、検定という厳格な制度を家庭用計量器にまで適用することは過剰規制となるおそれがあり、行政の簡素化にも反すると考えられます。

このため、今回新たに家庭用計量器について国が一定の技術上の基準及び表示の基準を設定し、製造事業者及び輸入事業者がその順守義務を課し、必要に応じて立ち入り検査、商品試買等により基準の順守状況の監視をするという制度を採用することにより、家庭用計量器の品質、性能が一定水準以上に保たれるようにしております。

た、販売事業者には所定の表示を付したもののみの販売を認め、粗悪品が消費者の手に渡らぬよう配慮しております。

第四に、指定検定機関の制度の導入でございます。これは、今後新たに検定を実施することとしております濃度計、騒音計等の計量器について、これらが従来の計量器とは異なつた分析化学あるいは音響学等の特殊な技術をも要するものでございまして、従来、国の及び都道府県等の検定体制を補完するため、民間の機関のうち、業務を適確、円滑かつ公正に実施する能力のある者を通商産業大臣が検定の主体として指定するものでございまして、また、これらの計量器のうち型式の承認の対象になるものについて、指定検定機関の行なう試験に合格したときは、型式承認に要する手続を簡素化することとしております。これらの措置に伴い、指定検定機関の指定基準等に関する規定を置く章を新たに設けることとしております。

このほか、計量証明事業者が計量証明に使用する計量器の検査について、都道府県の負担が増大する一方、民間において計量士の能力が向上してきておりますので、都道府県知事にかかわつて計量士が代検査を行ない得ることとし、行政の簡素化及び計量士制度の活用をはかることとしております。また、計量行政審議会の諮問事項を再編整理いたしましたほか、今後の法改正に伴う検定等の手数料の最高限度の改定、罰則の整備等につきましても所要の改正を行なうこととしております。

以上、計量法の一部を改正する法律案の提案理由につきましても、補足的な説明をいたしました。詳細な点につきましては、御質問に際してお答えしたいと存じます。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(大森久司君) 以上で説明の聴取は終わりました。本法案に対する質疑は後日に譲ります。

本日は、これにて散会いたします。

午前四時四十九分散会

二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小鉱山対策の充実強化に関する請願(第三号)

一、不況対策の強化に関する請願(第二四号)

第三号 昭和四十七年一月七日受理
中小鉱山対策の充実強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議會議長 高橋清孝

紹介議員 岩手県 道行君
最近のいわゆるドル・ショックの影響により、中小鉱山は大きく動揺し、本県においても数件の倒産が発生するなど深刻な様相を呈している。この際、中小鉱山に対する緊急の財政措置を講ずるとともに、左記施策について抜本的対策を充実強化するよう強く要望する。

一、銅を中心に価格の安定策を講ずること。
二、総合硫黄問題の対策を確立すること。
三、国内鉱山の存続を中心として所要の対策を強化すること。

四、やむを得ず休山する場合は、労働者救済を含めて、その対策を確立強化すること。

第二四号 昭和四十七年一月七日受理
不況対策の強化に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議會議長 高橋清孝

紹介議員 岩手県 道行君
米国において発表されたドル防衛政策は、わが国にとつてまことにきびしいものであり、その影響は想像以上で、中小企業の倒産が相次ぐなど、わが国経済に深刻な衝撃を与えている。倒産、失業の不況到来は、一日も放置できない重大な局面を迎えているので、国においてはこれに対する不況対策を早急に確立するよう強く要望する。

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律
臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法の一部改正
臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律

第二九十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二章 削除」を「第二章 鉱害復

旧長期計画(第四條―第四十七條)に、「第四
節 農地及び農業用施設に関する復旧工事後の
措置(第七十三條―第七十九條)を「第四節
復旧工事後の措置等(第七十三條―第七十九
條の三)に改める。

第二章第六項第九号中「上水道」の下に「
工業用水道」を加え、同項第十一号中「並びに
公用及び公共用建物」を削り、同項に次の二号
を加える。

十二 公園
十三 前各号に掲げるもの以外の公用又は公
共用の施設
第二章を次のように改める。

第二章 鉱害復旧長期計画
(鉱害復旧長期計画)

第四條 通商産業大臣は、鉱害の計画的かつ効
率的な復旧に資するため、鉱害の復旧に關す
る長期の計画(以下「鉱害復旧長期計画」とい
う。)を定めなければならない。

2 鉱害復旧長期計画においては、土地物件の
種類ごとに、復旧すべき鉱害の量及び鉱害の
復旧にあつて配慮すべき基本的事項を定め
るものとする。

3 通商産業大臣は、鉱害復旧長期計画を定め
ようとするときは、関係行政機関の長に協議
し、かつ、関係都道府県知事及び石炭鉱業審
議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、鉱害復旧長期計画を定め

たときは、その概要を公表しなければならない
い。

第五條 国は、鉱害復旧長期計画の達成を図る
ため必要な措置を講ずるものとする。
第六條から第四十七條まで 削除
第四十八條第一項を次のように改める。

石炭鉱害事業団(以下「事業団」という。)は、
毎事業年度、その事業年度において復旧工事
に着手することが必要かつ適当であると認め
られる地区を復旧工事に着手すべき地区とし
て選定し、次に掲げる事項を記載した復旧基
本計画を作成し、通商産業大臣の認可を受け
なければならぬ。これを変更しようとする
ときも、同様とする。

一 復旧工事に着手すべき地区
二 復旧工事の概要及び完了の目標年度
三 復旧工事の復旧費、第七十三條第二項の
規定により算定されるべき額及び復旧工事
により新たに設けられるかんがい排水施設
の維持管理費(以下「復旧費等」という。)

四 復旧費等の負担区分
五 復旧することが著しく困難又は不適当な
ため復旧の目的としない農地又は家屋等
(以下「復旧不適農地等」という。)がある
ときは、復旧不適農地等の概要、第七十九條
第一項又は第七十九條の三第一項の規定に
よる支払に要する費用及びその費用の負担
区分

第四十八條第五項中「第三項」を「第四項」に改
め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第
五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項
ただし書中「第四十九條第三項」を「第四十九條第
四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の復旧基本計画を作成す
る場合において、当該復旧基本計画において
復旧工事に着手すべき地区として記載された
地区内に復旧不適農地等があるときは又は同項

の認可があつた復旧基本計画を変更する場合
において、変更する事項が復旧不適農地等に
係るものであるときは、あらかじめ、その所
在地の市町村長の意見をきかなければならぬ
い。ただし、同項の認可があつた復旧基本計
画を変更する場合において、第五十六條第二
項の規定により市町村長の意見をきいたとき
は、この限りでない。

第四十八條に次の二項を加える。

7 通商産業大臣は、第四項の規定により第一
項の認可の申請に係る事項を変更して認可
し、又は同項の認可をした事項を変更しよう
とする場合において、当該変更して認可し、
又は変更しようとする事項が復旧不適農地等
に係るものであるときは、あらかじめ、その
所在地の市町村長の意見をきかなければなら
ない。ただし、第五十六條第二項の規定によ
り市町村長の意見をきいたときは、この限り
でない。

8 事業団は、第一項の復旧基本計画の作成に
あたり関係市町村の意見をきく等その協力を
得るよう努めなければならない。
第四十九條第三項を同条第四項とし、同条第
二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条
第三項とし、同条第一項中「第四十八條第一項」
を「第四十八條第一項第四号」に改め、同項の
次に次の一項を加える。

2 第四十八條第一項第五号の費用の負担区分
には、次条第一項の規定により納付金を納付
すべき者及びその見込納付金額を記載し、か
つ、当該復旧基本計画には、その者の負担区
分に関する同意書(その同意を得ることがで
きなかつたときは、その事由を記載した書
面)を添附しなければならない。

第五十條第一項中「同条第三項」を「同条第
四項」に改め、「第七十九條第一項」の下に「若
しくは第七十九條の三第一項」を加える。
第五十一條第一項第三号中「第五十二條」を

「次条」に改め、同項第四号中「都道府県の補助
金並びに第五十二條」を「次条」に改め、同項
第五号及び第六号中「国の負担金、都道府県の
補助金並びに第五十二條」を「次条」に改め、
同項第七号中「第一号」の下に「及び第二号」
を加え、同項に次の一号を加える。

八 第七十九條の三第一項に規定する家屋等
については、同項の規定により定められる
金額

第五十一條第三項中「第四十八條第一項」を
「第四十八條第一項第四号」に改め、「負担区分」
の下に「又は同項第五号の費用の負担区分」を
加える。

第五十二條の二中「第四十九條第二項」を「第
四十九條第三項」に改める。

第五十三條中「第四十九條第三項」を「第四
十九條第四項」に改める。

第五十四條第一項中「同条第三項」を「同条
第四項」に改め、同条第二項中「復旧費等の負
担区分」を「当該復旧基本計画」に、「同条第
三項」を「同条第四項」に改める。

第五十五條第二項中「第四十八條第一項」を
「第四十八條第一項第四号」に改める。

第五十六條第二項を次のように改める。
2 前項前段に規定する復旧工事の施行者が農
地又は家屋等の復旧を目的とする実施計画を
作成する場合において、第四十八條第一項前
段の認可があつた復旧基本計画において復旧
工事に着手すべき地区として記載された地区
内に所在する農地又は家屋等のうちに、復旧
することが著しく困難又は不適当なため実施
計画において復旧の目的としない農地又は家
屋等(当該復旧基本計画に記載された復旧不
適農地等を除く。)があるときは、あらかじめ、
その所在地の市町村長の意見をきかなければ
ならない。

第五十六條第六項中「工事」の下に「(以下「み
なし復旧工事」という。)」を加え、同項を同条

第五十六條第六項中「工事」の下に「(以下「み
なし復旧工事」という。)」を加え、同項を同条

第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第一項の実施計画が農地の復旧を目的とするものである場合において、その農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けるときは、当該復旧工事の施行者は、その施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適当と認められる者のうちから、その同意を得て当該施設の維持管理を行なう者を定め、同項の認可を申請する実施計画には、前項に規定する書面のほか、その維持管理を行なう者の同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面）を添附しなければならない。

第五十六條第四項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する場合においては、第一項の認可を申請する実施計画には、実施計画において復旧の目的とし、当該農地又は家屋等の概要を記載した書面を添附しなければならない。

第五十八條第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十二條第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第六十四條第一項及び第六十七條中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

「第四節 農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置」を「第四節 復旧工事後の措置」に改める。

第七十七條第一項及び第二項を次のように改める。

復旧工事の施行者は、農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい排水施設を設けた場合において、第

五十六條第六項の規定により定めたその施設の維持管理を行なう者があるときは、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けた後直ちに、その者にその施設を引き渡さなければならない。

2 復旧工事の施行者が前項に規定するかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六條第六項の規定による同意を得ることができなかつたときであつて、同条第一項の認可の申請後その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けるまでに、当該施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適当と認められる者のうちから、その者の同意を得てその施設の維持管理を行なう者を定めたときも、前項と同様とする。

第七十七條第三項及び第四項中「第一項の下に「又は第二項」を加え、「同項に規定する施設」を「かんがい排水施設」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 復旧工事の施行者（事業団を除く）は、第一項に規定するかんがい排水施設を設けた場合において、第五十六條第六項又は前項の規定による同意を得ることができなかつたときは、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けた後直ちに、事業団にその施設を引き渡さなければならない。

第七十九條の見出し中「復旧不適地」を「復旧不適農地等」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧することが著しく困難又は不適当なため復旧の目的とならない農地として記載された農地（以下「復旧不適農地」という。）があるときは、農林大臣が農林省令、通商産業省令で定める算定基準に従いその復旧不適農地について支払うべき

金額として定めた金額を、その復旧不適農地に係る被害者に対し、支払わなければならない。

第七十九條第二項及び第三項中「復旧不適地」を「復旧不適農地」に改め、第三章第四節中同条の次に次の二条を加える。

第七十九條の二 事業団は、前条第一項の規定による支払をした復旧不適農地の所有者から事業団において当該復旧不適農地を買入れ、そのことを求める旨の申出があつたときは、当該復旧不適農地を買入れ、そのことを求める旨の申出があつたときは、当該復旧不適農地の価格は、時価によるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における復旧不適農地の価格は、時価によるものとする。

第七十九條の三 事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧することが著しく困難又は不適当なため復旧の目的とならない家屋等として記載された家屋等（以下「復旧不適家屋等」という。）があるときは、通商産業大臣が通商産業省令で定める算定基準に従いその復旧不適家屋等について支払うべき金額として定めた金額を、その復旧不適家屋等に係る被害者に対し、支払わなければならない。

2 第七十九條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第九十二條第一項中「第三十條第四号」を「第三十條第一項第四号」に、「及びホ」を「ホ及びチ」に、「及びヘ」を「ヘ及びト」に改める。

第九十三條を次のように改める。

（国の補助）

第九十三條 国は、予算の範囲内において、事業団に対し、次に掲げる費用に充てるため、補助金を交付することができる。

一 事務経費
二 農地、農業用施設、公共施設又は家屋等

の復旧を目的とする復旧工事に係る復旧費等

三 第七十九條第一項又は第七十九條の三第一項の規定による復旧不適農地等に係る被害者に対する支払に要する費用

四 第七十九條の二第二項の規定による復旧不適農地の買入れに要する費用

第九十四條第二項中「都道府県」の下に「事業団に対し」を加え、「負担金を負担する」を「負担する負担金（に）」に、「について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し」を「の復旧費に係るものに限る。」又は前条第三号若しくは第四号に掲げる費用に充てるため、次項から第五項まで、第七項又は第八項に定めるところにより」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「復旧工事の」を「復旧工事（みなし復旧工事を除く。）の」に、「負担金及び都道府県が交付する補助金の合計額」を「負担金の額」に、「事業団が負担する負担金及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める」を「都道府県は、事業団に対し、事業団が負担する負担金に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する」に改める。

第九十四條第五項中「復旧費」の下に「若しくはみなし復旧工事の復旧費」を加え、「復旧工事に關し」を「復旧工事若しくはみなし復旧工事に關し」に改め、「及び第二項」を削り、「復旧工事の施行者」を「復旧工事若しくはみなし復旧工事の施行者」に、「負担金及び都道府県が交付する補助金の合計額」を「負担金の額」に、「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、「納付金の額」の下に「（家屋等の復旧を目的とする復旧工事にあつては、これらの納付金の額）を加え、「相当する額」を「相当する額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「負担金及び都道

府県が交付する補助金の合計額を「負担金の額」に、「事業団が負担する負担金及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める」を「都道府県は、事業団に対し、事業団が負担する負担金に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定によりみなし復旧工事の施行者に対し事業団が負担する負担金の額は、そのみなし復旧工事に係る復旧費の額の百分の七十五とし、都道府県は、事業団に対し、事業団が負担する負担金に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する。

7 都道府県は、賠償義務者が第七十九条第一項若しくは第七十九条の三第一項の規定により事業団が支払う金額に充てるべき納付金の全部若しくは一部について第五十二条の二の規定によりこれを納付することを要しなくした場合は又は復旧不適農地等に関し賠償義務者が存しなくなっている場合において、事業団が支払う金額に充てるため国が補助金を交付するときは、事業団に対し、その補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する。

8 都道府県は、事業団に対し、第七十九条の二第一項の規定による復旧不適農地の買入れに要する費用に充てるため国が交付する補助金の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の補助金を交付する。

第九十六条を次のように改める。
(補助金の返還等)
第九十六条 事業団は、第九十四条第三項から第五項まで又は第七項の規定により交付を受けた都道府県の補助金について剰余を生じたときは、これを当該都道府県に返還しなければならない。

ばならない。

2 事業団は、第七十九条の二第一項の規定により買入れた復旧不適農地を売却したときは、売却の対価として取得した金額に、当該復旧不適農地の買入れに要する費用に充てるため国及び都道府県が交付した補助金の合計額に対する都道府県の補助金の額の割合を乗じて得た額に相当する金額を、当該都道府県に返還しなければならない。

第九十八条の二中「第三十条第四号イ」を「第三十条第一項第四号イ」に改める。
附則第二項中「昭和四十七年七月三十一日」を「昭和五十七年七月三十一日」に改める。

第二条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改め、「第四十五条」の下に「・第四十五条の二」を加える。

第六条第一項中「算定する金額」の下に「(その者が当該鉱区に関する鉱害に係る復旧法第五十条第一項の規定による納付金の全部又は一部について同法第五十二条の二の規定によりこれを納付することを要しなくした場合には、その納付することを要しなくした納付金の額を加えた金額)」を加え、同条第二項及び第三項中「算定する金額」の下に「(その者が当該鉱区に関する鉱害に係る復旧法第五十条第一項の規定による納付金の全部又は一部について同法第五十二条の二の規定によりこれを納付することを要しなくした場合には、その納付することを要しなくした納付金の額を加えた金額)」を加える。

第三十条第四号に次のように加える。
ト 復旧不適農地等に係る被害者に対する支払
チ 復旧不適農地の買入れ

第三十条に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、第十二条の目的を達成するため必要な業務
第三十条に次の一項を加える。

2 事業団は、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十三条中「第三十条第二号」を「第三十条第一項第二号」に改め、第三章第三節中同条の次に次の一条を加える。

(復旧不適農地の売却)

第三十三条の二 事業団は、第三十条第一項第四号チの業務により取得した復旧不適農地を売却する場合には、政令で定めるところにより、これを行なわれなければならない。

第三章第六節中第四十五条の次に次の一条を加える。

(事業団についての不動産登記法等の準用)
第四十五条の二 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五十三条第三号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。
附則第二條中「昭和四十七年七月三十一日」を「昭和五十七年七月三十一日」に改める。

第三条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「増設した者について」の下に「その事業に対する事業税」を、「減収額」の下に「事業税又は」を加える。

附則第二項ただし書中「規定により」の下に「事業税」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正に伴う経過規定)
2 第一条の規定による改正後の臨時石炭鉱害復旧法第九十四条第五項及び第六項の規定は、この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第四十八条第一項の認可があつた復旧基本計画に係る昭和四十七年度以降のみなし復旧工事に適用する。

3 この法律の施行の際現に臨時石炭鉱害復旧法第五十六条第一項の認可の申請がされている実施計画(農地の本来有していた効用を維持するため新たにかんがい排水施設を設ける復旧工事に係るものに限る)については、第一条の規定による改正後の同法第五十六条第六項及び第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第五十六条第一項の認可があつた実施計画に係るかんがい排水施設(農地の本来有していた効用を維持するため復旧工事ににより新たに設けられたものに限る)の引渡しであつて、この法律の施行後に行なわれるものについては、第一条の規定による改正後の臨時石炭鉱害復旧法第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に臨時石炭鉱害復旧法第九十四条第二項の規定により交付された補助金の返還については、なお従前の例による。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇

号(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八号)

第三八七号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(三百二十通)

請願者 静岡県沼津市東沢田三三五ノ三
古地達枝外千五百十名

紹介議員 栗林 卓司君

「繊維品の日米両国政府間協定」は、国益を無視し、国民の権利を侵害するものであるから、これを即時、破棄されたい。また、協定が破棄されるまで現実に生じてくる関係労働者の被害については、完全な救済対策を講ぜられたい。

理由

一、本協定は、ガット十一條、LTA一條に違反する。

二、本協定には、日米経済戦争防止を裏づける約束はなく、今後他産業にも本協定と同様な協定の締結が波及することは明らかである。

三、本協定により、個別規制が強化され、各品目の融通率(シフト)が低いため多くの死なわくを生じ、全体として対米輸出が激減し、企業倒産、縮小、操短を続発させ労働者の大量解雇は避けられない。

四、本協定のように国民の権利が制限ないし侵害されるような協定を締結する場合は、国会の議決を経るか、国会が承認した条約によらねばならないが、政府は、過去三回にわたる国会決議を無視したりえ、さらに、国会承認の手続きをとることも拒否している。従つて、本協定は、国民に對しその有効性を主張できない。

第三八八号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(二百八十通)

請願者 福井市山奥町金剛丸九〇ノ一 仲
谷光栄外千四百八十八名

紹介議員 柴田利右衛門君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三八九号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(二百八十通)

請願者 静岡県三島市徳倉三三ノ一〇
岡本三好外千四百五十五名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九〇号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(三百九十通)

請願者 福井県敦賀市東洋町一〇ノ二四
上野京子外千九百九十五名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九一号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(二百七十七通)

請願者 埼玉県上尾市愛宕三ノ八ノ六八
水野礼子外千三百八十五名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九二号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(三百二十通)

請願者 広島県佐伯郡大柿町大字深江一、
一五八 尾勢強外千五百五十八名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九三号 昭和四十七年二月十七日受理

日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(三百二十通)

請願者 群馬県多野郡新町二、三三〇 大
羽賀カズイ外千五百名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九四号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(二百三十通)

請願者 群馬県前橋市六供町三七〇ノ一
大滝文吉外千二百十二名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九五号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(三百五十通)

請願者 愛知県一宮市今伊勢町本神戸河原
一石田すみ子外千七百四十七名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九六号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(二百二十八通)

請願者 新潟市大山一ノ二ノ二五 野川
融外千三百三十八名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九七号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(二百七十七通)

請願者 愛知県宝飯郡小坂井町伊奈三五〇
清水成子外千三百八十五名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九八号 昭和四十七年二月十七日受理
日米繊維政府間協定破棄等に関する請願(三百五十通)

請願者 愛知県春日井市田楽町郷中一、七
九〇ノ五 中村武夫外千七百四十

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律案

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第六十二條」を「第五十九條」に、「第六十三條」を「第六十條」に、「第六十八條」を「第六十八條の二」に、「第九條」再検査及び不服申立て」を「第八章の二 指定検定機関(第六百八十一條の十一 第六百八十一條の二十)」に改める。

第二条中「濃度」の下に「波数」を、「皮相電力」の下に「熱伝導率、比熱、エントロピー、放射強度」を加え、「騒音の大きさ」を「騒音レベル」に、「及び放射能濃度」を「放射能濃度及び振動レベル」に改める。

第三条第三号を次のように改める。
三 時間の計量単位は、秒とする。

秒は、セシウム一三三の原子の基底状態の二つの超微細準位の間の遷移に対応する放射の周期の九、一九二、六三一、七七〇倍に等しい時間として現示する。

第三条第五号を次のように改める。

五 温度の計量単位は、ケルビンとする。

ケルビンは、水の三重点の熱力学温度の二七三・一六分の一とし、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める方法により現示する。

第三条第六号中「白金」を「圧力一〇・一、三二五ニュートン毎平方メートルの下における白金」に改め、「黒体の」の下に「六〇〇、〇〇〇分の」を加え、「の六〇〇、〇〇〇分の一の光度」を削る。

第五条各号列記以外の部分中「濃度」の下に「波数」、「皮相電力量」の下に「熱伝導率、比熱、エントロピー、放射強度」を加え、「騒音の大きさ」を「騒音レベル」に改める。

第五条第十九号中「及び規定」を「規定、キログラム毎立方メートル及びピーエッチ」に改め、同号に次の二項を加える。

キログラム毎立方メートルは、物質一立方メートル中に含有成分一キログラムを含有する濃度をいう。

ピーエッチは、水素イオンの濃度を規定で表わした数値の逆数の常用対数で表わされる濃度をいう。

第五条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 波数の計量単位は、毎メートルとする。

毎メートルは、周期的現象が一メートルに一回繰り返される波数をいう。

第五条第三十七号の次に次の四号を加える。

三十七の二 熱伝導率の計量単位は、ワット毎メートル毎ケルビンとする。

ワット毎メートル毎ケルビンは、断面に垂直の方向の長さ一メートルにつき一ケルビンの温度勾配がある一平方メートルの断面を通過して、一秒につき一ジュールの熱量が伝導されるとき熱伝導率をいう。

三十七の三 比熱の計量単位は、ジュール毎キログラム毎ケルビンとする。

ジュールの質量の物質の温度を一ケルビン上げるのに要する熱量が一ジュールであるときの比熱をいう。

三十七の四 エントロピーの計量単位は、ジュール毎ケルビンとする。

ジュール毎ケルビンは、温度一ケルビンの系に一ジュールの熱量を可逆的に与えたときその系のエントロピーの増加分に等しいエントロピーをいう。

三十七の五 放射強度の計量単位は、ワット毎ステラジアンとする。

ワット毎ステラジアンは、すべての方向に一樣な放射強度を持つ点放射源から一ステラジアン角の立体角内に放射されるエネルギーが一秒につき一ジュールであるときの放射強度をいう。

第五条第四十四号を次のように改める。

四十四 騒音レベルの計量単位は、ホン又はデシベルとする。

ホン又はデシベルは、標準音波（一、〇〇ヘルツの正弦波をいう。）については、音圧実効値（大気中における圧力の瞬時値と静圧との差の二乗の一周期平均の平方根の値をいう。）が一〇〇、〇〇〇分の二ニュートン毎平方メートルである場合を〇ホン又は〇デシベルとし、一〇、〇〇〇分の二ニュートン毎平方メートルである場合を二〇ホン又は二〇デシベルとする常用対数尺度で表わされる騒音レベルをいう。

前項に規定する標準音波以外の音波の騒音レベルは、通商産業省令で定める。

ホン又はデシベルは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 第三条第五号のケルビンの補助計量単位は、度とする。

度で表わされる温度の数値は、ケルビンで表わされる温度の数値から二七三・一五を減

じたものとする。

第六条第一項第二十二号の次に次の三号を加える。

二十二の二 前条第十九号の質量百分率の補助計量単位は、質量千分率、質量百万分率及び質量十億分率とする。

質量千分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇倍をいう。

質量百万分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

質量十億分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

二十二の三 前条第十九号の体積百分率の補助計量単位は、体積千分率、体積百万分率及び体積十億分率とする。

体積千分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一、〇〇〇倍をいう。

体積百万分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

体積十億分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇倍をいう。

二十二の四 前条第十九号のキログラム毎立方メートルの補助計量単位は、グラム毎リットル及びグラム毎立方メートルとする。

グラム毎リットルは、物質一リットル中に含有成分一グラムを含有する濃度をいう。

グラム毎立方メートルは、物質一立方メートル中に含有成分一グラムを含有する濃度をいう。

ト毎メートル毎度、カロリー毎秒毎メートル毎度及びカロリー毎時毎メートル毎度とする。

ワット毎メートル毎度は、一ワット毎メートル毎ケルビンをいう。

カロリー毎秒毎メートル毎度は、四・一八六〇五ワット毎メートル毎ケルビンをいう。

カロリー毎時毎メートル毎度は、三、六〇〇分の四・一八六〇五ワット毎メートル毎ケルビンをいう。

二十九の三 前条第三十七号の三のジュール毎キログラム毎ケルビンの補助計量単位は、ジュール毎キログラム毎度及びカロリー毎キログラム毎度とする。

ジュール毎キログラム毎度は、一ジュール毎キログラム毎ケルビンをいう。

カロリー毎キログラム毎度は、四・一八六〇五ジュール毎キログラム毎ケルビンをいう。

第九条中「及び放射能濃度」を「放射能濃度及び振動レベル」に改める。

第十二条第八号中「ボンベ型熱量計及び流水型熱量計」を「熱量計」に改め、同条第十号中「浮ひよう型濃度計」を「濃度計（政令で定めるものを除く）」に改め、同条に次の一号を加える。

十九 振動計（政令で定めるものを除く。）

「第五十三条から第六十二条まで 削除」を「第五十三条から第五十九条まで 削除」に改め、第三章第六十三条の前に次の三条を加える。

（製造等における基準適合義務）

第六十条 主として一般消費者の生活の用に供されると認められる計量器（第六十三条の政令で定める計量器を除く。）のうち政令で定めるものの製造事業者は、当該計量器の製造をする場合において、当該計量器が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該計量器の製造をする場合においてあらかじめ都道府県知事に届

け出たとき及び試験的に当該計量器の製造をする場合は、この限りでない。

2 前項の政令で定める計量器の輸入の事業を行なう者は、当該計量器の販売をする場合においては、同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。ただし、輸出のため当該計量器の販売をする場合においてはあらかじめ都道府県知事に届け出たときは、この限りでない。

第六十一条 前条第一項に規定する製造事業者又は同条第二項に規定する者は、当該計量器の販売をする時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。ただし、同条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用を受けて製造又は販売をされる計量器及び検定に合格した計量器については、この限りでない。

2 何人も、前項の規定により表示を附す場合を除くほか、計量器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

第六十二条 第六十条第一項の政令で定める計量器の販売の事業（同項に規定する製造事業者又は同条第二項に規定する者が行なうその製造又は輸入をした計量器の販売の事業を除く。）を行なう者は、前条第一項の表示が附されているものでなければ、当該計量器を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第六十条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による届出に係る計量器及び検定に合格した計量器については、この限りでない。

第六十七條第一項中「及び比重を」と、比重及び振動レベルに改める。

第八十六條を次のように改める。

（検定の主体）

第八十六條 検定は、次の各号に掲げる計量器ごとにそれぞれ政令で定める区分に従い当該各号に掲げる者が行なう。

一 次号の政令で定める計量器以外の計量器

通商産業大臣、都道府県知事又は日本電気計器検定所

二 濃度計（浮ひよう型濃度計を除く）、騒音計その他の政令で定める計量器 通商産業大臣又は通商産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）

第八十七條、第九十二條及び第九十三條中「又は日本電気計器検定所」を、「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第九十六條第二項に次のただし書を加え、同条を第九十五條の二とする。

ただし、第九十六條の二第一項の試験に合格した計量器について前条の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

第九十六條の二を第九十六條とし、同条の次の一条を加える。

（指定検定機関の試験）

第九十六條の二 製造事業者は、第八十八條第二項の政令で定める計量器のうち通商産業省令で定めるものについて、当該計量器の検定を行なう指定検定機関の行なう試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、試験用の計量器及び構造図その他の書類を当該指定検定機関に提出しなければならない。

3 第一項の試験においては、その試験用の計量器が第八十八條第一項第一号の政令で定める種類に属し、かつ、同項第二号の通商産業省令で定める構造を有すると認めるときは、これを合格とする。

第九十六條の三第二項中「第九十六條」を「第九十五條の二」に、「前条」を「第九十六條」に、「前項」を「第一項」に、「第九十六條第一項第三号」を「第九十五條の二第二項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 輸入事業者は、輸入する計量器が前条第一項

の通商産業省令で定める計量器に該当するとき、その計量器について、同項に規定する指定検定機関の行なう試験を受けることができる。

第九十六條の三に次の一項を加える。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の試験に準用する。

第九十六條の四の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第九十六條の二第一項又は前条第二項の試験の申請があつた場合に準用する。この場合において、前項中「承認又は不承認の処分」とあるのは、「合格又は不合格の判定」と読み替へるものとする。

第九十六條の五の見出し中「不承認」を「不承認等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第九十六條の二第一項又は第九十六條の三第二項の試験の申請があつた場合において、その申請に係る計量器について不合格の判定をしたときに準用する。

第九十六條の八中「第九十六條第一項第一号」を「第九十五條の二第一項第一号」に、「第九十六條の三第二項」を「第九十六條の三第三項」に改める。

第五章中第三百三十八條の次に次の一条を加える。

（計量士による検査）

第三百三十八條の二 計量士が、第三百三十二條第一項の検査の実施の期日前六月以内に、第三百三十五條第二項又は第三項の通商産業省令で定める方法による検査を行ない、次項において準用する第三百五十一條の二第三項の規定により証印を附した計量器について、その計量器を使用する計量証明事業者がその者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出たときは、その届け出た計量器については、第三百三十二條第一項の検査を受けることを要しない。

2 第三百五十一條の二第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第四百四十五條第一項各号」とあるのは「第三百三十五條第一項各号」と、同条第四項中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

て、同条第三項中「第四百四十五條第一項各号」とあるのは「第三百三十五條第一項各号」と、同条第四項中「都道府県知事又は特定市町村の長」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第四百四十八條後段中「又は日本電気計器検定所」を、「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第五百一十一條の二第五項中「もののほか、」の下に「登録の申請、登録証の訂正及び再交付その他」を加える。

第五百一十二條後段中「又は日本電気計器検定所」を、「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第五百一十三條及び第五百一十四條第一項中「販売事業者」を「計量器の販売等の事業を行なう者」に改める。

第五百一十六條の二の次に次の一条を加える。

（改善命令）

第五百一十六條の三 通商産業大臣は、第六十条第一項に規定する製造事業者又は同条第二項に規定する者が同条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その違反している者に対し、その製造又は販売をする計量器が同条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにするため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五百一十八條の二中「第五百一十七條の二まで」を「第五百一十六條の二まで、第五百一十七條及び第五百一十七條の二」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

（指定）

第八十八條の二 指定検定機関

第八十八條の十一 第八十六條第二号の指定は、政令で定める区分ごとに、検定（第九十六條の二第一項及び第九十六條の三第二項の試験を含む。以下この章において同じ。）を行なおうとする者の申請により行なう。

(欠格条項)

第百八十一条の十二 次の各号の一に該当する者は、第八十六条第二号の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第百八十一条の二十二の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第百八十一条の十九の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第百八十一条の十三 通商産業大臣は、第八十六条第二号の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 計量器又はこれに類似する機械器具に関し、試験又は技術的な事項に関する研究を行なつてゐる民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

二 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を有し、かつ、通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 検定の業務を適確かつ円滑に行なうに必要なる経理的基礎を有するものであること。

四 その役員若しくは社員の構成又は第一号の業務以外の業務を行なつてゐる場合にはその業務の内容が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(検定所の設置等の届出)

第百八十一条の十四 指定検定機関は、検定所を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(業務規程)

第百八十一条の十五 指定検定機関は、検定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第百八十一条の十六 指定検定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第百八十一条の十七 指定検定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第百八十一条の十八 指定検定機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第百八十一条の十九 通商産業大臣は、指定検定

機関の役員又は第百八十一条の十三第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第百八十一条の二十 検定の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第百八十一条の二十一 通商産業大臣は、指定検定機関が第百八十一条の十三第二号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第百八十一条の二十二 通商産業大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四章第一節又は第二節に定めるところによらないで検定を行なつたとき。

二 第九十二条、第九十六条の四第二項において準用する同条第一項又はこの章の規定に違反したとき。

三 第百八十一条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第百八十一条の十三第一号に適合しなくなつたとき。

五 第百八十一条の十五第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定を行なつたとき。

六 第百八十一条の十五第三項、第百八十一条の十九又は前条の規定による命令に違反したとき。

七 不正の手段により第八十六条第二号の指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第百八十一条の二十三 指定検定機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第百八十一条の二十四 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八十六条第二号の指定をしたとき。

二 第百八十一条の十四の規定による届出があつたとき。

三 第百八十一条の十六の許可をしたとき。

四 第百八十一条の二十二の規定により指定を取り消し、又は検定の業務の停止を命じたとき。

(報告徴収)

第百八十一条の二十五 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第百八十一条の二十六 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は検定所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 第百五十四条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第百八十三条第一項中「又は日本電気計器検定所」を「日本電気計器検定所又は指定検定機関」に改める。

第二百六条を次のように改める。

(計量行政審議会への諮問)

第二百六条 通商産業大臣は、第六条第二項、

第七條、第四十七條第一項、第六十條第一項、第六十三條、第七十二條第一項、第七十五條第一項若しくは第二項（第七十五條の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十五條の二第一項、第七十六條第一項、第七十八條、第八十一條、第八十二條、第八十六條第二号、第八十八條第一号第一号、第三号若しくは第四号若しくはは第二項、第九十九條第一項第三号、第七十條第一項第一号若しくは第三号若しくはは第四十五條第一項第三号（第五十二條において準用する場合を含む。）、政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき又は第九條、第六十條第一項若しくはは第六十一條第一項の通商産業省令の制定若しくは改廃を行なうとするときは、計量行政審議会に諮問しなければならない。

第二百七十七條第一項中「又は第八十一條の九」を「第八十一條の九又は第八十一條の二十二」に改める。

第二百八十八條中「第九十五條から第九十六條の五まで」を「第九十五條から第九十六條まで、第九十六條の三第一項若しくは第三項、第九十六條の四第一項、第九十六條の五第一項」に改める。

第二百九十二條第二項中「第五十一條の二第四項の登録を」を「第五十一條の二第四項の基準器の登録若しくは登録証の訂正若しくは再交付」に改め、「日本電気計器検定所の」の下に「指定検定機関の行なり検定又は第九十六條の二第一項若しくは第九十六條の三第二項の試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定検定機関の」を加える。

第二百九十四條第二項中「及び市町村」を「市町村及び指定検定機関」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、計量教習所に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第二百九十六條から第二百九十九條までを次のように改める。

第二百二十六條から第二百二十九條まで 削除

第二百三十二條ただし書中「（明治四十年法律第四十五號）を削る。

第二百三十三條の次に次の一項を加える。

第二百三十三條の二 第八十一條の二十二の規定による業務の停止の命令に違反した場合に於て、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第二百三十五條第二号中「第六十六條」を「第六十六條の三又は第六十六條」に改め、同条を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第六十一條第一項の規定に違反して表示を附さなかつた者

三 第六十二條第二項の規定に違反して表示を附した者

四 第六十二條の規定に違反して計量器を販売し、又は販売の目的で陳列した者

第二百三十六條の次に次の一項を加える。

第二百三十六條の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、三萬圓以下の罰金に処する。

一 第八十一條の十六の許可を受けないうて検定並びに第九十六條の二第一項及び第九十六條の三第二項の試験の業務の全部を廃止したとき。

二 第八十一條の二十三の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十一條の二十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十一條の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二百三十七條中「第二百三十一條から前条まで」を「第二百三十一條から第二百三十三條まで及び第二百三十四條から第二百三十六條まで」に改める。

別表第一号中「一〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表第二号及び第三号中「五、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第四号中「二、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第五号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第六号中「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同表第七号中「五、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同表第八号中「二、五〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同表第九号中「第五十一條の二第四項」の下に「（第九十八條の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）を加え、五〇〇」を「一、〇〇〇」に改め、同表第十号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十一号及び第十二号中「事業の登録証」の下に、第九十一條の二第四項の登録に係る登録証を加え、「四〇〇」を「八〇〇」に改め、同表第十三号中「二、〇〇〇」を「四、〇〇〇」に改め、同表第十四号中「四〇、〇〇〇」を「八〇、〇〇〇」に改め、同表第十六号中「二〇、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に改め、同表第十七号中「者」の下に「（指定検定機関の行なり試験に合格した計量器について、承認を受けようとする者を除く。）を加え、同表（一）中」ハ 回転尺 五〇、〇〇〇」を「ニ その他の回転尺 二〇、〇〇〇」に改め、同表（二）中「八〇、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表（三）を次のように改める。

(3) 温度計

イ 金属製温度計 五〇、〇〇〇

ロ その他の温度計 一五、〇〇〇

別表第十七号（ロ）中「積算式ガソリン量器及び液化石油ガスメーターを除く。」を加え、同表（ロ）に次のように加える。

ハ 積算式ガソリン量器又は液化石油ガスメーター 二〇、〇〇〇

別表第十七号（ロ）を次のように改める。

(8) 熱量計

イ ボンベ型熱量計又は流水型熱量計 二〇、〇〇〇

ロ その他の熱量計 二〇、〇〇〇

別表第十七号（ロ）を次のように改める。

(10) 濃度計

イ 浮ひよう型濃度計 二〇、〇〇〇

ロ その他の濃度計 九〇、〇〇〇

別表第十七号に次のように加える。

(11) 振動計 三〇、〇〇〇

別表第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 指定検定機関の行なう試験を受けようとする者

前号の上欄に掲げる計量器
ごとに、同号の下欄に掲げ
る金額

別表第十八号中「者に限る。」の下に「又は第三百三十二条第一項の検査、定期検査若しくは第五百十
条第一項の検査を受けようとする者」を加え、同号(1)イ及び(2)イ中「一〇〇」を「三〇〇」に改め、同号
(3)イ中「ガラス製温度計」を「ベックマン温度計」に、「三〇〇」を「二、五〇〇」に改め、同号(8)を次のよ
うに改める。

(8) 熱量計

イ ポンベ型熱量計及び流水型熱量計

五、〇〇〇

ロ その他の熱量計

八〇、〇〇〇

別表第十八号(9)中「二五〇」を「五〇〇」に改め、同号(10)を次のように改める。

(10) 濃度計

イ 浮ひよう型濃度計

五〇〇

ロ その他の濃度計

九〇、〇〇〇

別表第十八号(11)中「一、〇〇〇」を「二、〇〇〇」に改め、同号(12)中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」
〇」に改め、同号(13)中「二五〇」を「五〇〇」に改め、同号に次のように加える。

(13) 振動計

別表第二十二号(1)中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(3)イ中「ガラス製温度計」を
「ベックマン温度計」に、「三、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。

(8) 熱量計

イ ポンベ型熱量計及び流水型熱量計

一五、〇〇〇

ロ その他の熱量計

一二〇、〇〇〇

別表第二十二号(10)を次のように改める。

(10) 濃度計

イ 浮ひよう型濃度計

一〇、〇〇〇

ロ その他の濃度計

九五、〇〇〇

別表第二十二号に次のように加える。

(14) 振動計

別表第二十三号(1)中「一五、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に改め、同号(3)中「六、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」
〇」に改め、同号(4)中「三、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(8)を次のように改める。

(8) 熱量基準器

イ 基準ポンベ型熱量計及び基準流水型熱量計

一五、〇〇〇

ロ その他の熱量基準器

一〇〇、〇〇〇

別表第二十三号(9)中「二、五〇〇」を「一〇、〇〇〇」に改め、同号(10)を次のように改める。

(10) 濃度基準器

イ 基準浮ひよう型濃度計

一〇、〇〇〇

ロ その他の濃度基準器

九〇、〇〇〇

別表第二十三号(11)中「一、〇〇〇」を「五、〇〇〇」に改め、同号(12)中「五二、〇〇」を「一〇、〇〇〇」
に改め、同号に次のように加える。

(12) 振動基準器

五〇、〇〇〇

別表第二十四号を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、第二百六条の改正規定は、公
布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に次に掲げる計量器の
製造の事業を行なっている者は、この法律の施
行の日から六月間は、第十三条の登録を受けな
い、その事業を継続することができる。その
者がその期間内に同条の登録の申請をした場合
において、登録又は登録の拒否の処分があるま
での間も、同様とする。

一 改正後の第十二条第八号に掲げる熱量計
(改正前の同号に掲げるポンベ型熱量計及び
流水型熱量計を除く。)

二 改正後の第十二条第十号に掲げる濃度計
(浮ひよう型濃度計を除く。)

三 改正後の第十二条第十九号に掲げる振動計

3 この法律の施行の際現に前項各号に掲げる計
量器の修理の事業を行なっている者は、この法
律の施行の日から六月間は、第三十一条の登録
を受けない、その事業を継続することができる
。その者がその期間内に同条の登録の申請を
した場合において、登録又は登録の拒否の処分
があるまでの間も、同様とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(計量法施行法等の改正)

5 計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)
の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 温度の計量単位は、カ氏度とする。

カ氏度で表わされる温度の数値は、度で
表わされる温度の数値の一・八倍に三二を
加えたものとする。

6 計量法等の一部を改正する法律(昭和三十六
年法律第六十二号)の一部を次のように改正す
る。

附則第二項中「ケルビン度」を「ケルビン」に改
める。

二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法(昭和四十年法律第三十二号)の

一部を次のように改正する。

第四条第二項中「十口」を「二十口」に改める。

第九条第一項中「(その区分に係る掛金納付月数
が十二月未満の掛金区分に応ずるものを除く。)」
を削り、同条第二項を次のように改める。

区分に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

共済契約の種類	掛金区分に係る掛金納付月数	区分	共済金額
第一種共済契約	十二月未満 十二月以上	その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額	別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に 応じ、第二条の三第一号に掲げる事由に係るものにあつては 同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係る ものにあつては同表の下欄に掲げる金額
第二種共済契約	十二月未満 十二月以上	その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額	別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に 応じ、第二条の四第一号又は第四号に掲げる事由に係るもの にあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる 事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

3 解約手当金の額は、次の各号に掲げる場合に
 応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第七条第二項又は第四項の規定により共済契約が解除された場合 掛金区分（その区分に係る掛金納付月数十二月未満のものを除く。）ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、次号の政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額

二 第七条第三項第一号の規定により共済契約

が解除された場合（当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたときに限る。）掛金区分ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らず、かつ、百分の百五十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額

三 第七条第三項の規定により共済契約が解除された場合（前号に掲げる場合を除く。）掛金区分に應ずる区分解約手当金額の合計額第十二条第四項中「前項の区分解約手当金額

は、」を前項第三号の区分解約手当金額は、その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分についてはその区分に係る納付に係る掛金の合計額とし、その区分に係る掛金納付月数が十二月以上の掛金区分については」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十六条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(共済金等からの控除等)

第十六条の二 事業団が其済契約者又はその遺族に其済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき其済金等、納付を受けるべき掛金（増増金を含む。）又は第四十二条第一項第二号の規定による其済契約者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、事業団は、当該其済金等からこれらを控除することができる。

第十六条の三 事業団が第四十二条第一項第二号の規定による共済契約者に対する貸付けを行なつた場合において、その貸付けに係る貸付金の

弁済期後通商産業省令で定める期間を経過したのちなお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、事業団は、その共済契約者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数のもつとも少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取りくずし、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。

2 前項の規定により掛金を取りくずされたためその掛金納付月数が減少した共済契約者に關する第二条の三、第二条の四及び第十二条第一項の規定の適用については、その掛金納付月数は、減少しなかつたものとみなす。

第三十九条第五項中「通商産業大臣」の下に「の認可を受けて、理事長」を加える。

第四十二条第一項第二号を次のように改める。

二 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに掲げる資金の貸付けを行なうこと。

イ 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者
その者の事業に必要な資金

口会社、企業組合若しくは協業組合の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者又はその会社、企業組合若しくは協同組合、その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

間接の構成員とする事業協同組合その他の団体 その団体の事業に必要な資金 第四十三条第二項中「許可を受けて」の下に「定める基準に従つて」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(經過規定)

2 この法律の施行前に小規模企業共済法（以下「法」という。）の定めるところにより締結された

共済契約であつて、この法律の施行前に法第三
条の三各号若しくは第二条の四各号に掲げる事
由が生じたもの又は法第七条第三項の規定によ
り解除されたものに係る共済金等の額の算定に
ついては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に法第三十九条第五項の規
定により通商産業大臣が任命した評議員は、改

正後の同項の規定により通商産業大臣の許可を受けて理事長が任命したものとみなす。

三月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、不況下における中小企業安定対策に関する諸願(第四九二号)

第 1 卷 第 1 期 1955 年 1 月 22 日 2 页

第四九二号 昭和四十七年二月二十二日受理
不況下における中小企業安定対策に関する請願
(二通)

請願者 東京都新宿区若葉三ノ三 永田松
一外百八十六名
紹介議員 喜屋武眞榮君

中小企業の危機を打開し、経営を安定させるため、左記事項の実現を図られた。

一、中小下請業者の受注を確保するために、下請振興協会への補助金を大幅にふやして積極的の助成する。また、中小企業と二次・三次の下請業者へも官公需を優先的に発注し、受注確

二、経営の危機にある中小業者が必要とするすゝ置期間一年以上で長期、低利な「つなぎ資金」融資制度を創設すること。また、国民金融公庫など三公庫への予算を大幅にふやすとともに

無担保、無保証人融資を行なうこと。

の限度額を二百万円に引き上げ、特別わくと

て利用できるようにするために、他種保障と用を認めること。

四、税制及び税の執行に関する小委員会の構成

民主化するとともに、ひんぱんに開会して、税務行政を常時監視し、納税者の権利を守ることに。

五、「下請代金支払遅延等防止法」を改正して、手形サイドを短縮し、書面による単価約定の義務付を行なつて単価を親企業が、一方的におしつけられないようにするとともに、公正取引委員会の監査をひんぱんに行なつて不当に低い単価をなくすようにすること。

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の四条を加える。

(都道府県知事の指示)

第九条の二 都道府県知事は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為を取りやめるべきこと又はこれに関連する公示をすることを指示することができる。

(公正取引委員会への措置請求)

第九条の三 都道府県知事は、前条の規定による指示を行なつた場合において当該事業者がその指示に従わないとき、その他同条に規定する違反行為を取りやめさせるため、又は同条に規定する違反行為が再び行なわれることを防止するため必要があると認めるときは、公正取引委員

会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該違反行為について講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。(報告の徴収及び立入検査等)

第九条の四 都道府県知事は、第九条の二の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行なうため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し景品類若しくは表示に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所に立ち入れ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事に対する指揮監督)

第九条の五 公正取引委員会は、この法律の規定により都道府県知事が処理する事務について都道府県知事を指揮監督することができる。

第十一条の次に次の一条を加える。

(罰則)

第十二条 第九条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項

の刑を科する。

附則

この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

三月十日本委員会に左の案件を付託された。
一、不況下における中小企業安定対策に関する請願(第六五七号)

第六五七号 昭和四十七年三月一日受理

不況下における中小企業安定対策に関する請願

請願者 東京都中野区上高田四ノ二一ノ七

竹内武治外九百五十六名

紹介議員 喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

○第六十七回国会商工委員会會議録正誤

第二号中正誤

ページ 段行 誤

三一一 専門 電子

二五一 電気

第四号中正誤

ページ 段行 誤

二八二 鉄鋼石 鉄鉱石 正